

## 2次審査の「定性的評価」における審査の観点について

### 1. 「定性的評価」の審査事項

- 審査基準に定める「定性的評価」において審査する事項は、以下のとおり。
  - (1) 保育の質
  - (2) ガバナンス・コンプライアンス
  - (3) 資金計画
  - (4) 利用定員の適切な設定
  - (5) 複数施設の設置
  - (6) その他（自治体からの情報提供など）

### 2. 「定性的評価」における審査の観点

定性的評価については、審査事項に関し以下の観点に基づき、妥当であると認められるかについて審査を実施する。

#### (1) 「保育の質」の審査の観点

「保育の質」に関する定性的評価については、以下の観点に基づき審査を実施し、一定程度以上の保育の質が確保されたものとして妥当であると認められるかについて判断する。

##### ① 保育事業の運営実績

新規申請者（保育事業を委託する場合は、委託先事業者）が、他の保育施設を運営している場合において、当該施設の実績について、「当該施設の運営年数」や、「当該施設に関する参考資料（パンフレット、指導計画など）」等の内容を確認し、十分な保育事業の運営実績を有しているかについて判断する。

##### ② 保育士等の職員配置

保育士等の職員配置人数等が、定員に対する人員配置基準を満たしているだけでなく、開所日数や開所時間も考慮した上で、施設の運営を適切に行える人員が確保されているかを確認し、十分な職員配置となっているかについて判断する。

##### ③ 保育施設の運営方針等

新規申請者から提出された「保育の質に関する調書」及び「全体的な計画（案）」において記載されている、「運営に関する方針」や「保育の内容」などを確認し、子どもの健やかな育成を行うため、「運営方針」などが明確かつ具体的に定められているかについて判断する。

## (2)「ガバナンス・コンプライアンス」の審査の観点

「ガバナンス・コンプライアンス」に関する定性的評価については、申請書類において以下の6事項の審査を実施し、一定程度以上のガバナンスを有し、かつ、コンプライアンスを重視しているものとして妥当であると認められるかについて判断する。

- ① 保育施設の運営管理等を行う担当部署を含めた事業実施者の保育施設の組織体制
- ② 利用者又はその家族からの相談、苦情等に対する対応
- ③ 保育の提供により賠償すべき事故等が発生した時の対応
- ④ 安全管理及び衛生管理のために講じる措置
- ⑤ 情報の管理、個人情報保護等のための取組（情報セキュリティ方針、個人情報保護方針）
- ⑥ 利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のために講じる措置

## (3)「資金計画」の審査の観点

「資金計画」に関する定性的評価については、以下の観点に基づき審査を実施し、一定程度以上の計画性を有するものとして妥当であると認められるかについて判断する。

資金計画は施設の運営に係る資金計画と全体の資金計画に区分して策定されており、かつ1次審査における財務適格性審査や各種決算書の内容から、資金計画の内容が一定程度以上の計画性を有するものとして妥当であるか。

## (4)「利用定員の適切な設定」の審査の観点

「利用定員の適切な設定」に関する定性的評価については、以下の観点に基づき審査を実施し、保育ニーズの見込みを踏まえ適切に設定されたものとして妥当であると認められるかについて判断する。

### ① 従業員枠の利用定員

新規申請者から提出された「利用意向調査票」において、①「利用の申込みをする意向がある」と回答した従業員の人数と「共同利用する企業等及び利用見込」に記載された利用見込み人数との合計人数と、②従業員枠の利用定員数について、乖離が生じていないかを確認する。また、「利用定員の設定根拠」に記載されている内容が、従業員枠の利用定員の設定にあたって合理的な説明となっているか等を確認する。これらの確認により、従業員枠の利用定員が適切に設定されているかについて判断する。

### ② 地域枠の利用定員

新規申請者から提出された「利用意向調査票」において、①「地域の保育ニーズ」に記載された地方自治体に確認した保育ニーズと、②地域枠の利用定員数について、齟齬が生じていないかを確認する。また、「利用定員の設定根拠」に記載されている内容が、地域枠の利用定員の設定にあたって合理的な説明となっているか等を確認する。これらの確認により、地域枠の利用定員が適切に設定されているかについて判断する。

## (5) 「複数施設の設置」の審査の観点

「複数施設の設置」に関する定性的評価については、以下の観点に基づき審査を実施し、事業の規模や体制等が妥当であると認められるかについて判断する。

新規申請者のうち複数施設設置申請者について、複数施設設置ニーズ及び運営資金等に照らして妥当であるか。

## (6) 「その他」の審査の観点

「その他」に関する定性的評価については、以下の観点に基づき審査を実施し、助成決定を行うことが妥当であると認められるかについて判断する。

### ① 申請者へのヒアリング

新規申請者の「定性的評価」の審査を実施するに当たり、提出された申請書類の内容や、審査を行うための情報として不足がある場合には、申請者から直接、不足情報等を確認した上で、問題がないかについて判断する。

### ② その他

新規申請者に関して、個別の施設の状況を勘案して、特に考慮しなければならないと認められる内容等を踏まえ、問題がないかについて判断する。